

6 林整治第1971号
令和 7 年 3 月 18 日

各都道府県知事及び各森林管理局長（別記参照） 殿

林野庁長官

「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」等の一部改正について

「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）及び「第 7 次エネルギー基本計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）の決定に伴い、下記の通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、これらの通知の適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

記

- 1 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和 45 年 6 月 2 日付け 45 林野治第 921 号林野庁長官通知）
- 2 保安林の指定の解除に係る事務手続について（令和 3 年 6 月 30 日付け 3 林整治第 478 号林野庁長官通知）

（担当：治山課企画班 内線 6190）

別 記

北海道知事
秋田県知事
栃木県知事
東京都知事
石川県知事
岐阜県知事
滋賀県知事
奈良県知事
岡山県知事
香川県知事
佐賀県知事
宮崎県知事

青森県知事
山形県知事
群馬県知事
神奈川県知事
福井県知事
静岡県知事
京都府知事
和歌山県知事
広島県知事
愛媛県知事
長崎県知事
鹿児島県知事

岩手県知事
福島県知事
埼玉県知事
新潟県知事
山梨県知事
愛知県知事
大阪府知事
鳥取県知事
山口県知事
高知県知事
熊本県知事
沖縄県知事

宮城県知事
茨城県知事
千葉県知事
富山県知事
長野県知事
三重県知事
兵庫県知事
島根県知事
徳島県知事
福岡県知事
大分県知事

北海道森林管理局長
近畿中国森林管理局長

東北森林管理局長
四国森林管理局長

関東森林管理局長
九州森林管理局長

中部森林管理局長

(別紙1)

○ 保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて（昭和45年6月2日付け45林野治第921号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
第1 保安林の指定 1・2 (略) 3 指定の手続 (1)～(3) (略) (4) 意見の聴取 ア <u>法第32条第1項の意見書</u>を提出した者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びウを準用するものとする。 イ (略) ウ <u>法第32条第1項の意見書</u>に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとするものとする。 エ～キ (略) (5) (略) 第2 保安林の解除 1 解除の理由 (1)・(2) (略) (3) 転用を目的とする解除 (1)又は(2)を理由とする解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。 なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な	第1 保安林の指定 1・2 (略) 3 指定の手続 (1)～(3) (略) (4) 意見の聴取 ア <u>異議意見書</u>を提出した者が当該意見書の提出に係る保安林の指定に直接の利害関係を有する者であるか否かの判断は、(1)のア及びウを準用するものとする。 イ (略) ウ <u>異議意見書</u>に添付する図面については、原則として森林計画図の写しとするものとする。 エ～キ (略) (5) (略) 第2 保安林の解除 1 解除の理由 (1)・(2) (略) (3) 転用を目的とする解除 (1)又は(2)を理由とする解除のうち、保安林を森林以外の用途に供すること（以下「転用」という。）を目的とする解除（以下「転用解除」という。）については、次に掲げる要件を備えなければならないものとする。 なお、保安林については、制度の趣旨からして転用を抑制すべきものであり、転用解除に当たっては、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性に鑑み、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な

利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア)～(エ) (略)

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の意見及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の意見を聴取していること。

(カ) (略)

イ (略)

ウ その他留意事項

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 利害関係者の意見等の的確な把握について

転用解除は、実現の確実性及び利害関係者の意見がより重要となるものであることから、転用解除の申請があった場合には、用地の取得状況、許認可等の見通し、事業者の信用、資力等事業実施の確実性について厳正に審査するとともに、直接の利害関係者等の意見、地域住民の動向等を的確に把握の上、解除申請書の進達等を行うものとする。

2 解除の手続

(1) 申請書の受理

ア～オ (略)

カ 転用解除に当たって、1の(3)の要件を備えているか否かについては、次に掲げる書類を事業者に提出させる等の方法により確認するものとする。

なお、当該確認のほか、併せて(2)の調査等について十分に実施した上で、判断するものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 利害関係者の意見

利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう指導するものとする。

ア 「指定の理由の消滅」による解除

(ア)～(エ) (略)

(オ) 利害関係者の意見

転用解除に当たって、当該転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意及び当該転用解除に直接の利害関係を有する者の同意を得ている、又は得ることができると認められるものであること。

(カ) (略)

イ (略)

ウ その他留意事項

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 利害関係者の同意等の的確な把握について

転用解除は、実現の確実性及び利害関係者の意見がより重要となるものであることから、転用解除の申請があった場合には、用地の取得状況、許認可等の見通し、事業者の信用、資力等事業実施の確実性について厳正に審査するとともに、直接の利害関係者等の同意の有無、地域住民の動向等を的確に把握の上、解除申請書の進達等を行うものとする。

2 解除の手続

(1) 申請書の受理

ア～オ (略)

カ 転用解除に当たって、1の(3)の要件を備えているか否かについては、次に掲げる書類を事業者に提出させる等の方法により確認するものとする。

なお、当該確認のほか、併せて(2)の調査等について十分に実施した上で、判断するものとする。

(ア)～(エ) (略)

(オ) 利害関係者の意見

- a 転用解除に利害関係を有する市町村の長の意見書又は「保安林の指定の解除に係る事務手続について」(令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知)2(2)エただし書に規定する書類(以下この号及び次号において「意見書等」という。)により確認すること。

なお、転用解除に利害関係を有する市町村が2以上にわたる場合は、それぞれの市町村の長の意見を聴取していることを意見書等により確認すること。

- b 転用解除に直接の利害関係を有する者の意見については、原則として、その全ての者の意見書等により確認すること。ただし、当該者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等においては、事業等に係る説明会を開催した上で、当該地区を代表する者等からの意見書等により確認することもできる。

なお、意見を聴取する直接利害関係者については、その範囲を示す図面等を事業者に提出させることにより確認すること。

キ・ク (略)

(2)～(6) (略)

(7) その他留意事項

ア (略)

イ 都道府県森林審議会への諮問

- (ア) 都道府県知事は、法第27条第3項の規定による意見書の提出に当たって、都道府県森林審議会の意見を聴取し、その結果に基づき適否を明らかにした上、意見書を提出することができるものとする。

ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が1ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ

- a 転用解除に利害関係を有する市町村の長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認すること。

なお、転用解除に利害関係を有する市町村が2以上にわたる場合は、それぞれの市町村の長の同意を得ている、又は得ることができることを上記の書類により確認すること。

- b 転用解除に直接の利害関係を有する者の同意については、原則として、その全ての者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認すること。ただし、当該者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等においては、事業等に係る説明会を開催した上で、当該地区を代表する者等からの同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類により確認することもできる。

なお、意見を聴取する直接利害関係者については、その範囲を示す図面等を事業者に提出させることにより確認すること。

キ・ク (略)

(2)～(6) (略)

(7) その他留意事項

ア (略)

イ 都道府県森林審議会への諮問

- (ア) 都道府県知事は、法第27条第3項の規定による意見書の提出に当たって、都道府県森林審議会の意見を聴取し、その結果に基づき適否を明らかにした上、意見書を提出するものとする。

ただし、転用目的に係る事業等が国又は地方公共団体により行われるもの及び転用に係る面積が1ヘクタール未満のものについては、当該転用の目的、態様等からみて、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められる場合を除き、あらかじめ

め都道府県森林審議会の意見を聴いて基本方針を定めておき、法第27条第3項の規定による申請書を進達する際に当該方針に照らし適否を判断の上、意見書を提出することができるものとする。

- (イ) 都道府県知事は、法第26条の2により規定されている転用解除について、解除に当たって都道府県森林審議会に対し(ア)に準じて諮問を行い、その結果を参酌の上、解除の適否を判断することができるものとする。

ウ (略)

3・4 (略)

第4 立木伐採許可及び届出

1～3 (略)

4 許可申請又は協議の適否の判定

(1)～(7) (略)

- (8) 規則付録第7の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に表示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢（当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第4の1の式によって算出して得た平均年齢）に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

(9)～(11) (略)

5 (略)

6 許可の条件

立木の伐採について付する許可の条件は、次によるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) その他次の事項について、条件を付するものとする。

ア 都道府県の職員が、第5の7のホに例示する集材路の設置について「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）（都道府県が主伐時における伐採・搬出指針に基づいた指針等を定めている場合は当

め都道府県森林審議会の意見を聴いて基本方針を定めておき、法第27条第3項の規定による申請書を進達する際に当該方針に照らし適否を判断の上、意見書を提出することができるものとする。

- (イ) 都道府県知事は、法第26条の2により規定されている転用解除について、解除に当たって都道府県森林審議会に対し(ア)に準じて諮問を行い、その結果を参酌の上、解除の適否を判断するものとする。

ウ (略)

3・4 (略)

第4 立木伐採許可及び届出

1～3 (略)

4 許可申請又は協議の適否の判定

(1)～(7) (略)

- (8) 規則付録第8の「当該森林と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積」は、原則として、森林簿等に表示されている当該森林の樹種に係る地位級に対応する収穫表に基づき、当該樹種の単層林が標準伐期齢（当該森林が複数の樹種から構成されている場合にあっては、伐採時点の構成樹種が第4の1の式によって算出して得た平均年齢）に達した時点の収穫予想材積をもって表すものとする。

(9)～(11) (略)

5 (略)

6 許可の条件

立木の伐採について付する許可の条件は、次によるものとする。

(1)～(4) (略)

(新設)

該指針等）に基づき現地指示等を行った場合その他都道府県の職員が必要と認めて現地指示等を行った場合には、これを遵守すること。

イ 許可を受けた行為については、令第4条の2第1項又は第2項の申請書及び規則第59条第1項各号に掲げる添付書類の内容に従って行うこと。

ウ その他申請者に徹底すべき事項

7～9 （略）

第5 作業許可

1 （略）

2 許可申請又は協議の適否の判定

(1) 許可申請又は協議に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可又は作業協議の同意をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表8に掲げる場合は、この限りでない。

ア～エ （略）

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該採掘跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ （略）

(2)～(4) （略）

3 （略）

7～9 （略）

第5 作業許可

1 （略）

2 許可申請又は協議の適否の判定

(1) 許可申請又は協議に係る行為が次のいずれかに該当する場合には、作業許可又は作業協議の同意をしないものとする。ただし、解除予定保安林において、法第30条又は第30条の2の告示の日から40日を経過した後（法第32条第1項の意見書の提出があったときは、これについて同条第2項の意見の聴取を行い、法第29条に基づき通知した内容が変更されない場合又は法第30条の2第1項に基づき告示した内容を変更しない場合に限る。）に規則第48条第2項第1号及び第2号の計画書の内容に従い行う場合並びに別表8に掲げる場合は、この限りでない。

ア～エ （略）

オ 土石又は樹根の採掘については、当該採掘（鉱物の採掘に伴うものを含む。）により立木の生育を阻害する、又は土砂が流出し、若しくは崩壊しそのため当該保安林の保安機能の維持に支障を来すおそれがある場合。

ただし、当該採掘による土砂の流出又は崩壊を防止する措置が講じられる場合において、2年以内に当該伐採跡地に造林が実施されることが確実と認められるときを除く。

カ （略）

(2)～(4) （略）

3 （略）

4 許可の条件 作業許可について付する条件は、次によるものとする。 (1)～(3) (略) (4) その他次の事項について、条件を付するものとする。 ア～ウ (略) エ <u>都道府県の職員が、別表 8 の区分 1 の(1)の森林の施業及び管理の用に供する作業道の設置について「森林作業道作設指針」(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知)(都道府県が森林作業道作設指針に基づいた指針等を定めている場合は当該指針等)に基づき現地指示等を行った場合その他都道府県の職員が必要と認めて現地指示等を行った場合には、これを遵守すること。</u> オ (略) カ <u>許可を受けた行為については、規則第 61 条の申請書並びに同条第 1 項各号及び 3 の(6)のウに掲げる添付書類の内容に従って行うこと。</u> キ (略) (5) (略) 5～7 (略) 第 6 植栽の義務 1 (略) 2 植栽の義務の履行の確認 (1) (略) (2) 第 4 の 8 の(4)又は 9 の(2)のカの届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、指定施業要件として定められた 1 ヘクタール当たりの植栽本数を当該面積に乗じて得られる本数の苗の植栽が行われたかどうかについて確認するものとする。 3 (略)	4 許可の条件 作業許可について付する条件は、次によるものとする。 (1)～(3) (略) (4) その他次の事項について、条件を付するものとする。 ア～ウ (略) エ <u>都道府県の職員により現地指示等が行われた場合は、これを遵守すること。</u> オ (略) (新設) カ (略) (5) (略) 5～7 (略) 第 6 植栽の義務 1 (略) 2 植栽の義務の履行の確認 (1) (略) (2) 第 4 の 8 の(4)又は 9 の(2)のカの届出書の備考欄に「植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積」が記載されている場合は、指定施業要件として定められた 1 ヘクタール当たりの植栽本数を当該面積に乗じて得られる本数の苗の植栽が行われたかどうかについて確認するものとする。 3 (略)
---	--

別表 4 国等以外の者が実施する事業

1～30	(略)
31	<u>地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の認定を受けた者が当該認定に係る同条第1項に規定する地域脱炭素化促進事業計画に従って行う同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業（同項に規定する地域脱炭素化促進施設であって風力を電気に変換するものの整備に係る部分に限る。）</u>

別表 8 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行 為 の 目 的 、 態 様 、 規 模 等
1 (略)	(略)
2 森林の保健機能増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの (1)～(5) (略) (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 ①・② (略)

別表 4 国等以外の者が実施する事業

1～30	(略)
(新設)	(新設)

別表 8 保安林の土地の形質の変更行為の許可基準

区分	行 為 の 目 的 、 態 様 、 規 模 等
1 (略)	(略)
2 森林の保健機能増進に資する施設	保健保安林の区域内に、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号。以下「森林保健機能増進法」という。）第2条第2項第2号に規定する森林保健施設に該当する施設を設置する場合（森林保健機能増進法第5条の2第1項第1号の保健機能森林の区域内に当該施設を設置する場合又は当該施設を設置しようとする者が当該施設を設置しようとする森林を含むおおむね30ヘクタール以上の集団的森林につき所有権その他の土地を使用する権利を有する場合を除く。）であって、次の要件を満たすもの (1)～(5) (略) (6) 建築物その他の工作物の設置を伴う変更行為を行う場合には、当該建築物その他の工作物の構造が、次の条件に適合するものであること。 ①・② (略)

	③<u>建築物</u>その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の 高さは、おおむね 1.5 メートル未満であること。 (7) <u>遊歩道及び</u>これに類する施設に係る変更行為を行う 場合には、幅 3 メートル未満であること。 (8) (略)		③<u>建築部</u>その他の工作物の設置に伴う切土又は盛土の 高さは、おおむね 1.5 メートル未満であること。 (7) 遊歩道これに類する施設に係る変更行為を行う場 合には、幅 3 メートル未満であること。 (8) (略)
3・4 (略)	(略)		3・4 (略)

(別紙2)

○ 保安林の指定の解除に係る事務手続について（令和3年6月30日付け3林整治第478号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 申請 保安林解除申請があった場合には、都道府県知事は、次により対処するものとする。 (1) (略) (2) 申請書類の内容の審査等 ア～ウ (略) <u>エ 保安林の指定の解除に係る利害関係を有する市町村の長の意見及び直接の利害関係を有する者（以下「直接の利害関係者」という。）の意見については、別紙様式4による意見書（以下「意見書」という。）により確認することを基本とする。ただし、申請者が都道府県知事に意見書を提出できない特別の事情がある場合には、次に掲げる事項を記載した書類を提出するよう申請者に指示するものとする。</u> <u>(ア) 議事録等申請者が当該市町村の長又は当該直接の利害関係者に十分な説明を行ったことを証するもの</u> <u>(イ) 当該市町村の長又は当該直接の利害関係者から聴取することができた意見</u> <u>(ウ) 意見書を提出できない理由</u> <u>(エ) 当該市町村の長又は当該直接の利害関係者との調整の経過と今後の調整の方針</u> <u>なお、意見書において異議がある旨の意見が示された場合、原則として、審査と並行し、申請者に対して、当該異議がある旨の意見を示した者と必要な調整を継続するよう指導するものとする。</u>	2 申請 保安林解除申請があった場合には、都道府県知事は、次により対処するものとする。 (1) (略) (2) 申請書類の内容の審査等 ア～ウ (略) (新設)
4 添付書類の簡素化等 申請書に添付する事業計画等の添付書類等については、別表による	4 添付書類の簡素化等 申請書に添付する事業計画等の添付書類等については、別表による

ほか、次に定めるところによるものとし、その簡素化を図るものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 市町村が申請者となる事業に係る保安林解除申請については、当該市町村の長の意見書又は2(2)エただし書に規定する書類(以下「意見書等」という。)の添付を要しないものとする。

(6) 専ら道路(高速自動車国道を除く。)の新設又は改良に係る保安林解除申請については、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

書類等の名称		備考
(略)		
解除要件を備えていることを確認できる書類		
	(略)	
	利害関係者の意見のうち <u>直接の利害関係者の意見書等</u>	(略)

別 表

申請書類一覧

書類等の名称	留意事項	通知本文上、簡素化等が可能な場合	関係法令等
(略)			
申請者に関する書類			(略)
(略)			
<u>直接の利害関係者の証書</u>	(略)	(略)	(略)

ほか、次に定めるところによるものとし、その簡素化を図るものとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 市町村が事業者となる事業に係る保安林解除申請については、当該市町村の長の同意書の添付を要しないものとする。

(6) 専ら道路(高速自動車国道を除く。)の新設又は改良に係る保安林解除申請については、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

書類等の名称		備考
(略)		
解除要件を備えていることを確認できる書類		
	(略)	
	利害関係者の意見のうち <u>直接利害関係者の同意書</u>	(略)

別 表

申請書類一覧

書類等の名称	留意事項	通知本文上、簡素化等が可能な場合	関係法令等
(略)			
申請者に関する書類			(略)
(略)			
<u>直接利害関係者の証書</u>	(略)	(略)	(略)

(略)			
解除要件を備えていることを確認できる書類			(略)
(略)			
利害関係者の意見	・市町村長の意見書等 ・直接の利害関係者の範囲を示す図面等 ・直接の利害関係者の意見書等（土捨場用地の使用承諾を含む。） ・直接の利害関係者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等は、説明会を開催した上で、地区の代表者等の意見書等の添付で代替することもできる。	・４の（２）の場合、添付は要しない。 ・同（５）の場合、市町村長の意見書等の添付は要しない。 ・同（６）の場合、直接の利害関係者の意見書等の添付は要しない。	処理基準第２の１の(3)のアの(ウ)、イの②の(ウ) 基本通知第２の２の(1)のカの(ウ)

(略)			
解除要件を備えていることを確認できる書類			(略)
(略)			
利害関係者の意見	・市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類 ・直接利害関係者の範囲を示す図面等 ・直接利害関係者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類（土捨場用地の使用承諾を含む。） ・直接利害関係者が多数に及ぶ場合や所有者が不明な場合等は、説明会を開催した上で、地区の代表者等の同意等を証する書類の添付で代替することもできる。	・４の（２）の場合、添付は要しない。 ・同（５）の場合、市町村長の同意等の添付は要しない。 ・同（６）の場合、直接利害関係者の同意等の添付は要しない。	処理基準第２の１の(3)のアの(ウ)、イの②の(ウ) 基本通知第２の２の(1)のカの(ウ)

様式 4

保安林の解除に関する意見書

年 月 日

〇〇〇（解除の申請者名） 殿

〇〇〇〇（市町村長又は直接の利害関係者）

年 月 日付けで照会のあった下記の保安林の解除について、別添のとおり意見を提出します。

記

1. 申請者の住所及び氏名

2. 保安林の解除に係る森林の所在場所

以上

別添

保安林の解除に関する意見について

1. 当該保安林の解除についての異議

異議無し

異議あり

理由：

2. その他事項

（注意事項） 1. 本意見書は、森林法第 32 条第 1 項に定められている異議がある旨の意見の提出機会に先立ち、保安林の解除の申請の段階における市町村長又は直接の利害関係者の異議の有無を把握することで、手続を円滑にすることを目的として、保安林の解除の申請者に対して申請書への添付を求めているものである。本意見書の提出が無かった場合や異議無しとした場合も、法定の提出機会において異議がある旨の意見を提出する（又は本意見書で提出した異議と異なる異議がある旨の意見を提出する）ことは差し支えない。

（新設）

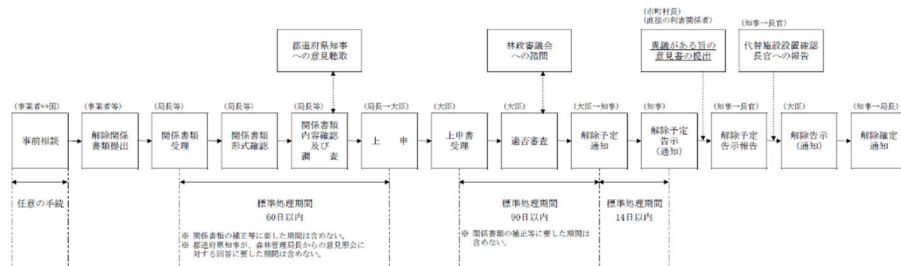
2. 必要に応じて参考資料を添付すること。

3. 保安林の解除について異議が無い場合は「1. 当該保安林の解除についての異議」の「異議無し」に○をつけ、異議がある場合は「異議あり」に○をつけるとともにその理由を記載すること。

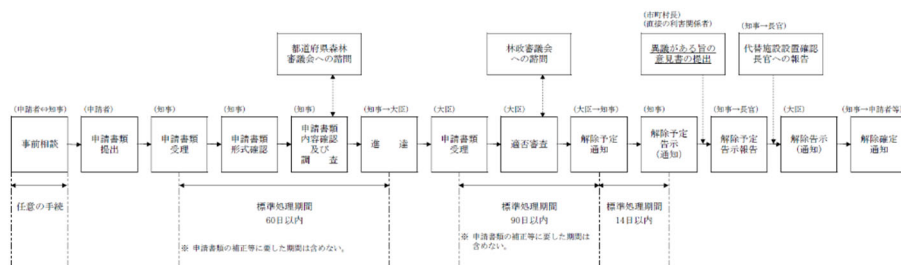
4. その他の事項について意見がある場合には、意見の趣旨を明らかにして「2. その他事項」に記載すること。

(参考1) 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

ア 国有保安林(国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地)



イ 国有保安林(ア以外の国有林)又は民有保安林(重要流域内に存する1～3号民有保安林)

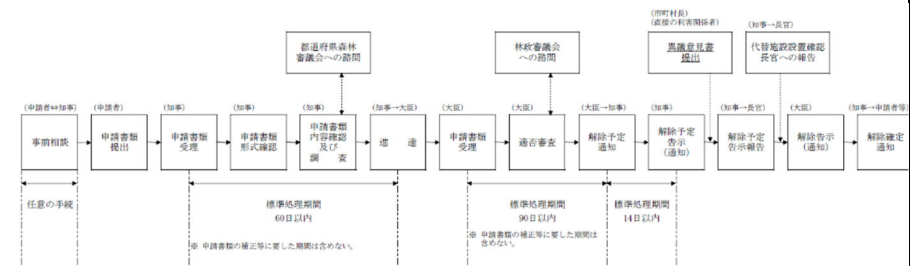


(参考2) 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

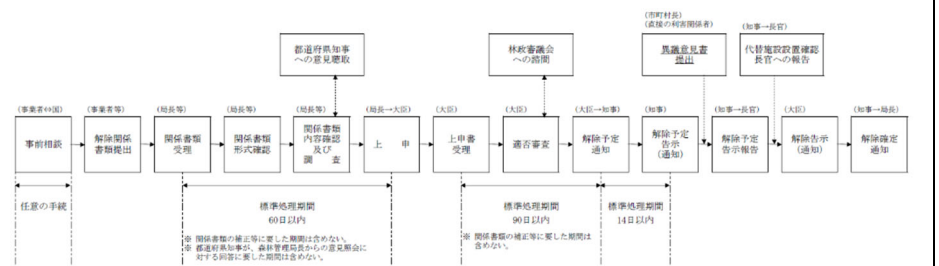
ア 農林水産大臣協議を必要とする民有保安林

(参考1) 農林水産大臣の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

ア 国有保安林(国有林野、国庫帰属森林又は官行造林地)

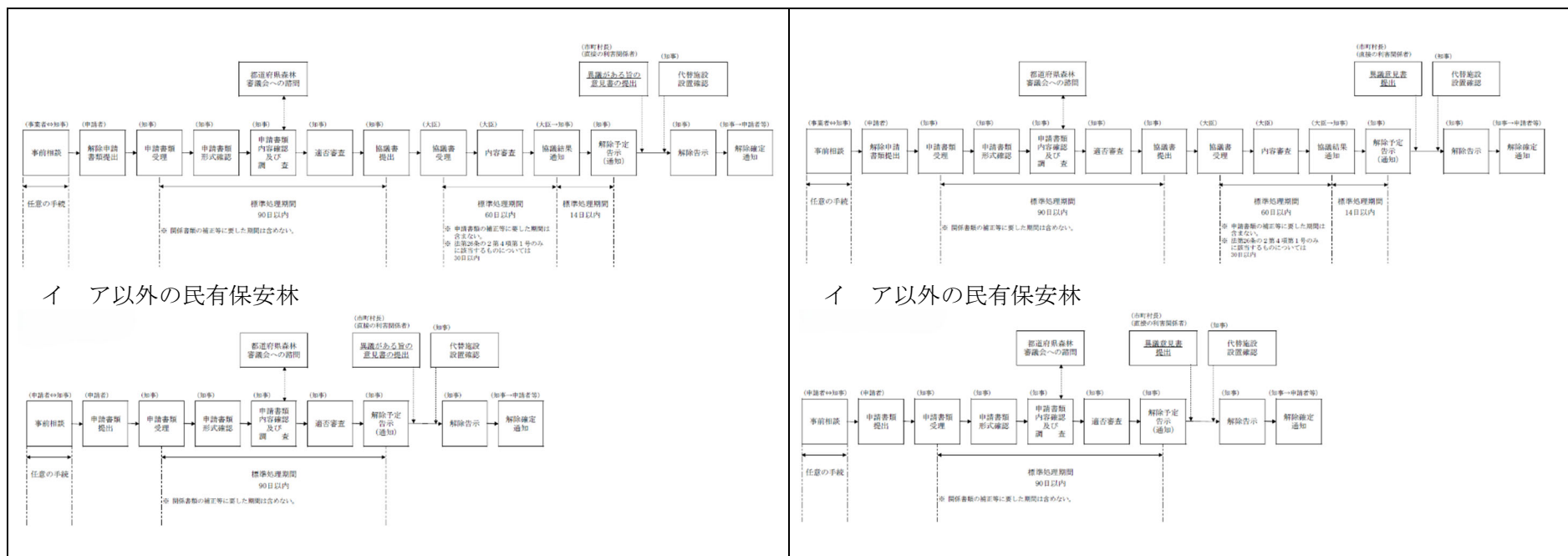


イ 国有保安林(ア以外の国有林)又は民有保安林(重要流域内に存する1～3号民有保安林)



(参考2) 都道府県知事の権限に係る保安林の指定の解除手続図と標準処理期間

ア 農林水産大臣協議を必要とする民有保安林



イ ア以外の民有保安林

イ ア以外の民有保安林

附 則 (施行期日)

- この通知は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)

- この通知の施行日（以下「施行日」という。）前に取得されたこの通知による改正前の通知「保安林の指定の解除に係る事務手続について」別表解除要件を備えていることを確認できる書類のうち利害関係者の意見の項中「市町村長の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類」、「直接利害関係者の同意を得たことを証する書類又は意向を把握することのできる書類」及び「地区の代表者等の同意等を証する書類」は、施行日から起算して1年を経過するまでの間は、それぞれ改正後の通知「保安林の指定の解除に係る事務手続について」別表解除要件を備えていることを確認できる書類のうち利害関係者の意見の項中「市町村長の意見書等」、「直接の利害関係者の意見書等」及び「地区の代表者等の意見書等」とみなす。